

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年2月12日 10時45分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間島北西方沖 池間島灯台から真方位266° 1.4海里付近 （概位 北緯24°56.1′ 東経125°12.6′）
インシデントの概要	漁船大勝丸は、漂流中、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月17日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 大勝丸、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-61489（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約4.9m/s、視界 良好 海象：波向 南南東、波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で漂流中、漁場を移動しようと主機の始動を試みたが、始動ができず、来援した巡視船及び途中から引き継いだ僚船にえい航されて宮古島市池間漁港に戻った。 本船は、本インシデント後、機関修理会社担当者が点検したところ、バッテリーとセルモータを中継するバッテリースイッチの端子部が錆びていたことが判明し、サンドペーパーで磨いて錆を落としたところ、セルモータが作動して主機を始動できるようになった。
分析	本船は、バッテリーの点検が数か月間行われていない状況下、漂流中、バッテリーとセルモータを中継するバッテリースイッチの端子部が発錆により接触不良を生じたことから、セルモータが作動せず、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、バッテリーの点検が数か月間行われていない状況下、漂流中、バッテリーとセルモータを中継するバッテリースイッチの端子部が発錆により接触不良を生じたため、セルモータが作動せず、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・電気配線の端子部等を定期的に点検すること。